

1. 会合名	不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ（第2回）
2. 日時	平成25年3月6日（水）午後1時～午後2時30分
3. 議案	検討事項（イメージ）に関する検討課題等
4. 主な内容	<p>1. 検討事項（イメージ）（1）①に関する検討課題等</p> <p>事務局より、検討事項（イメージ）「（1）不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しについて」の「① インサイダー取引規制に関し、一級不都合行為者の取扱いの対象範囲を見直すことについて」の説明が行われた後、委員より大要以下の通り意見等があり、第3回ワーキング・グループでは本検討課題のとりまとめを行うこととなった。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不都合行為者の取扱いを検討することとなる場合であっても、行為の態様に軽重がある。軽重による差については、外務員等規律委員会で個別に審議し、個別に判断するという整理でよいと考える。 <p>2. 検討事項（イメージ）（1）②に関する検討課題等</p> <p>事務局より、検討事項（イメージ）の（1）「② 登録取消処分とされた第一種金融商品取引業者（協会員＝法人）の代表者を不都合行為者の取扱いとすることについて」の説明が行われた後、委員より大要以下の通り意見等があり、第3回ワーキング・グループでは「想定される制度の概要等」を検討することとなった。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が登録取消処分を受けて、かつ当該法人の処分の原因となった法令違反への代表者の関与が判明している場合には、その代表者個人が法人の登録取消処分とは無関係に不都合行為者の取扱いの対象になり、当該法人の代表者が、法令等違反行為の行為者であるというところまで明らかであるのであれば、従来通りの手続きで不都合行為者の取扱いの決定を行うことができるということによいか。 <p>本検討課題は、当該法人の処分の原因となった法令違反への代表者の関与が不明である、又は証明されていないものについてどうするかという点であるという整理によいか。</p> <p>3. 検討事項（イメージ）（1）③、（2）及び（3）等に関する検討課題等</p> <p>検討事項（イメージ）の（1）「③ 審査及び決定の手続において、事故顛末報告書を不要とする例外を設けることについて」、「（2）その他役職員に関する処分等のあり方について」及び「（3）その他」は、第3回ワーキング・グループにおいて「想定される制度の概要等」を検討することとなった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関するお問い合わせ先	規律審査部（03-3667-8475）